

整理番号	整 1-1	指定年月日・指定番号	令和元年6月28日 指定-10号	所在地	三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋86番1の一部	
調製・訂正年月日	令和元年6月28日(調製) 令和2年7月13日(訂正)					
形質変更時要届出区域の概況	事業場	面積	4,330㎡			
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	○					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	-					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	規則第14条の2及び土壌汚染対策法の一部を改正する法律による土壌汚染対策法の施行について環水大土発第1903015号平成31年3月1日)中、第3土壌汚染状況調査 1. 使用が廃止された有害物質特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査 (10) 土壌汚染状況調査における調査の過程の省略による					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	-					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	第58条第5項第13号(臨海部特例区域)					
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成31年4月11日	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物		含有量基準・第二溶出量基準		株式会社愛研
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出
	令和元年7月8日	令和元年12月18日	掘削、盛土、地業工事		株式会社JERA	有(無)
						有・無

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

- 形質変更時要届出区域の所在地及び周辺の地図及び  
施行管理方針の確認に係る土地の場所  
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 87 番 1 の一部
  
- 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面  
今回の申請において試料採取は実施していない。
  
- 土壤その他の試料の採取を行った日  
平成 28 年 8 月 15 日から平成 29 年 5 月 8 日（過去の申請における記録）
  
- 調査結果  
過去に土壤溶出量基準を超えた報告を受けており、埋め立てによる一連の汚染が認められるため、今回申請地を地歴調査までとした。（省略規定を準用）  
指定の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態は、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について、含有量基準及び第二溶出量基準に適合していない土地とみなす。汚染範囲は指定された場所すべてとなる（指定に係る土地を明らかにした図面参照）。
  
- 施行管理方針に係る基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けた施行管理方針  
2019 年 6 月 28 日付 施行管理方針に係る確認申請書参照
  
- 施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更に係る実施措置等  
施工方法を明らかにした平面図等参照（令和元年 7 月 8 日着手分）

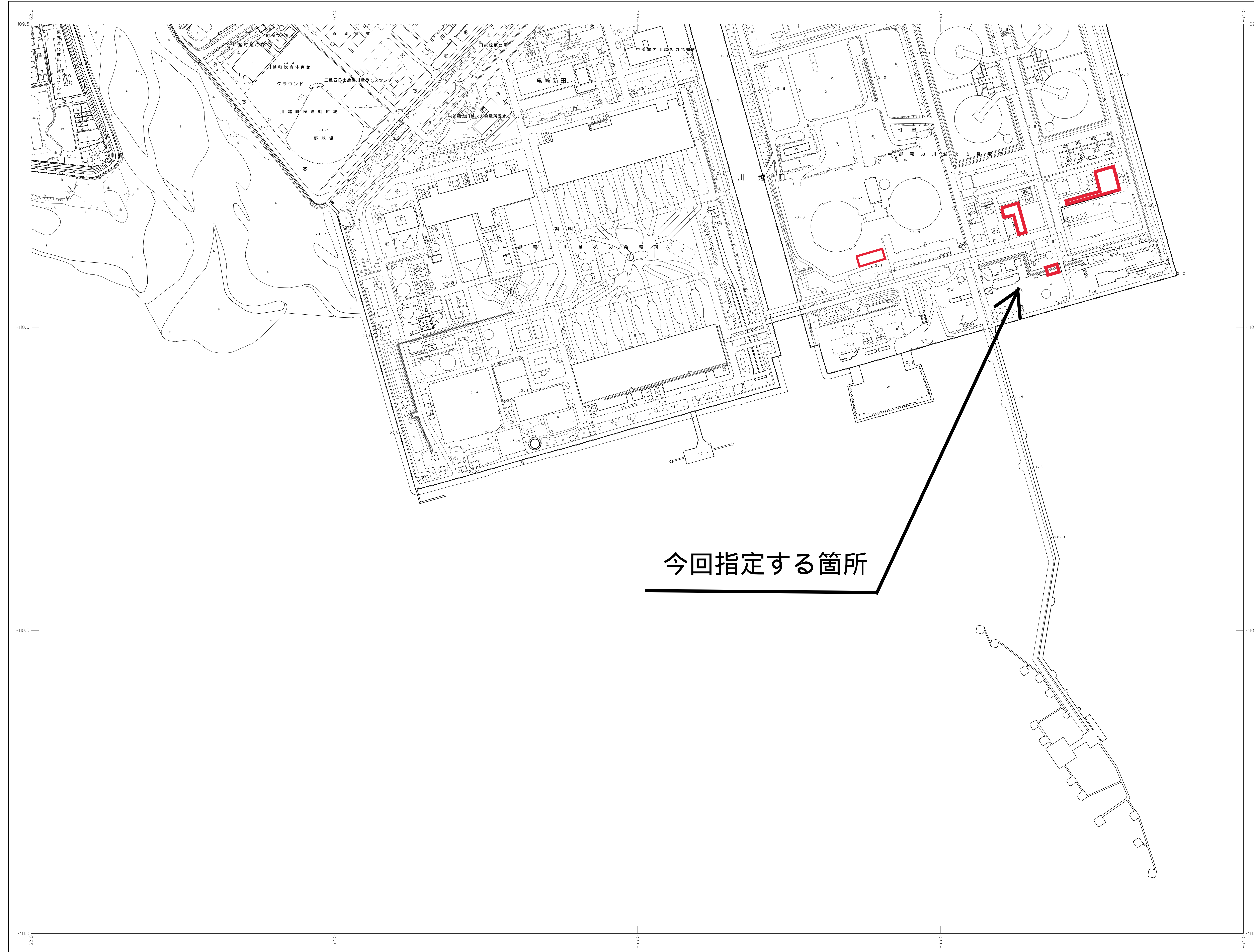
形質変更時要届出区域の所在地及び

周辺の地図及び施行管理方針の確認に係る土地の場所

# 川越町都市計画基本図（指定に係る土地の周辺の地図）

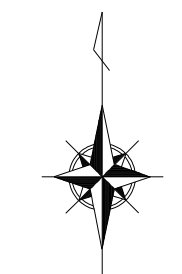
1:2,500

No.10



今回指定する箇所

1	2
3	4 5
6	7 8
9	10



記号

普通建物	▲37.2 三角点
変圧機	■12.04 水準点
普通無蓋歩道	○25.6 標高不明の電柱
歩道	○18.1 電柱位置不明の電柱
変圧機	▲15.8 電柱位置不明の電柱

川	河	池	田	門
池	池	池	池	池
池	池	池	池	池
池	池	池	池	池
池	池	池	池	池

普通道路	普通道路
普通道路	普通道路
普通道路	普通道路
普通道路	普通道路
普通道路	普通道路

田	田	田	田	田
田	田	田	田	田
田	田	田	田	田
田	田	田	田	田
田	田	田	田	田

平成14年度国土交通省告示第六号の図表による  
 第一号図表(世界測地系に準拠)  
 投影変換方式(メルカトル法)  
 図面に表示してある数値はすべてメートル単位  
 方位は、0°を北と見做す  
 高さの数値は海抜の高さを示す  
 等高線の間隔は2メートル

## 川越町

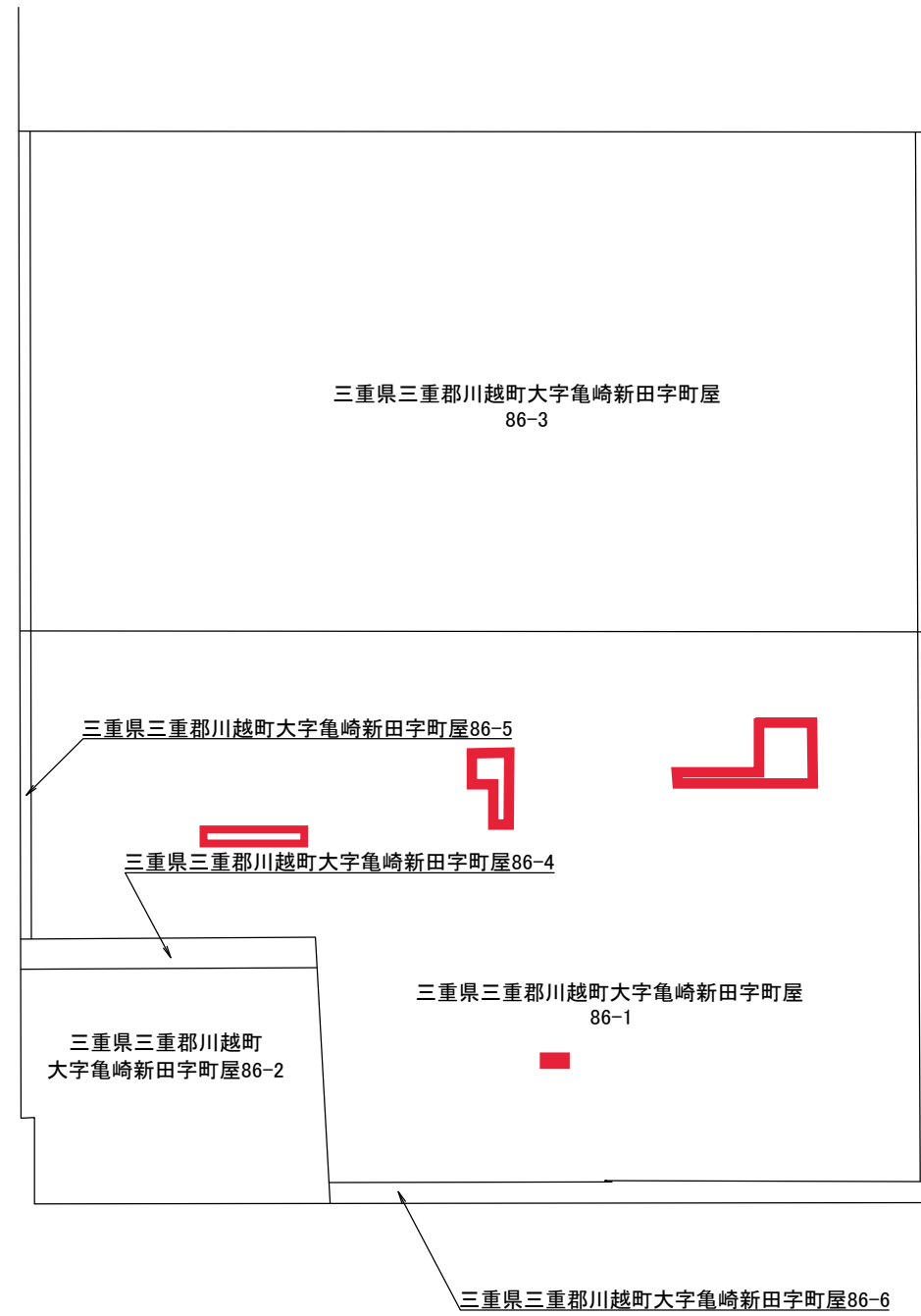
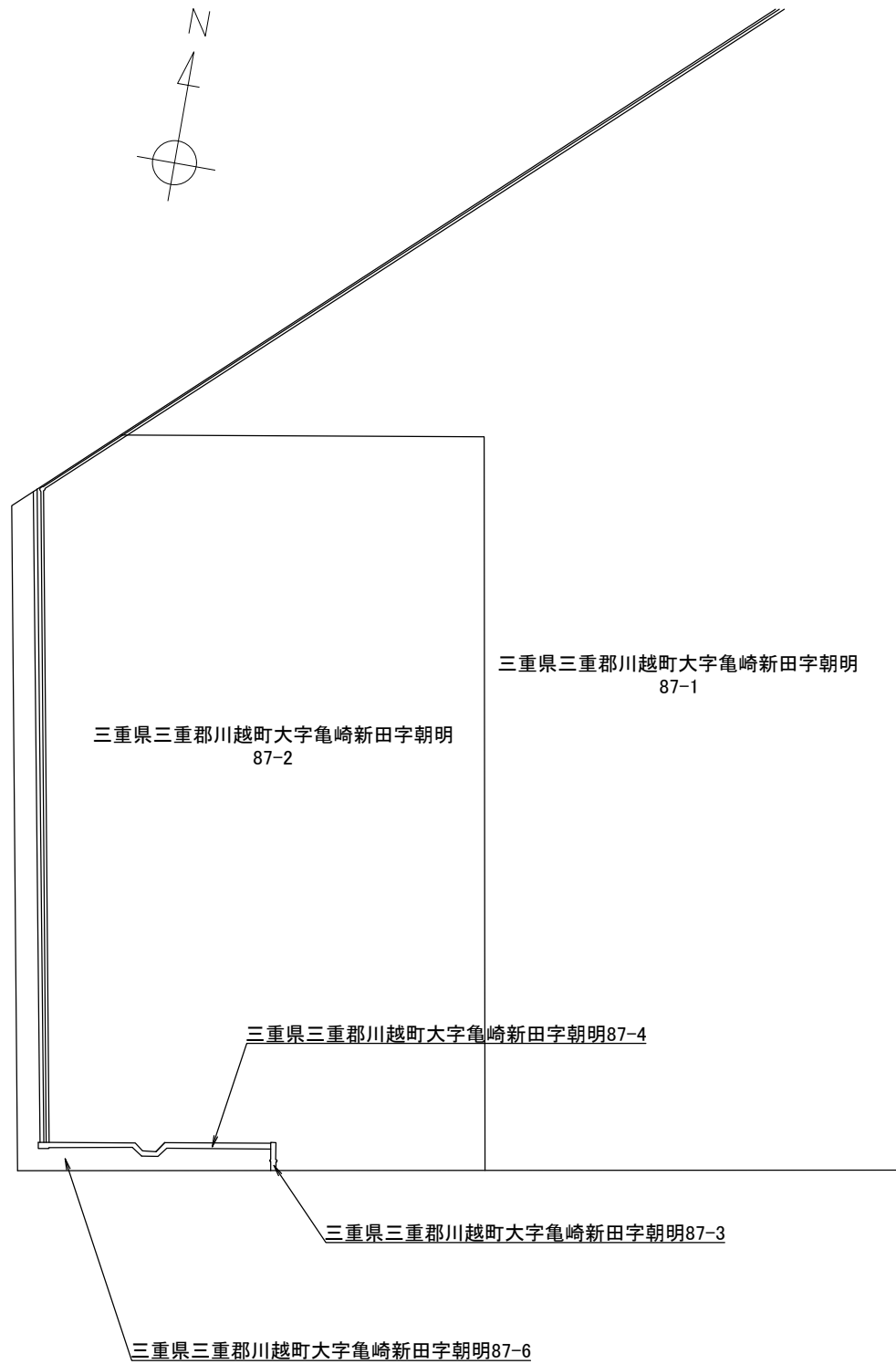
平成19年測量  
 平成24年修正  
 1/2500  
 平成24年2月 編纂  
 平成24年6月 現行図版

1:2,500

この図表は、国土交通省告示第六号の図表による第一号図表(世界測地系に準拠)と、投影変換方式(メルカトル法)を使用したものである。  
 (国測院告示第三号) 本図表を複製、転載、改訂して他用に使用する場合は、  
 関係者の承認を要する。

公図（写）

（指定に係る土地を明らかにした図面）



三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋86-7

所 名		
川越火力発電所		
図面番号		
名 称		
公図（写）		
作 成 年 月 日	サイズ	縮 尺
	A3	1 / 5 , 0 0 0
各 長	担 当	

施行管理方針に係る基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けた

施行管理方針

様式第十六（第四十九条の二第一項、第五十二条の六第一項及び第二項関係）

申請書  
施行管理方針に係る確認変更届出書

2019年 6月28日

三重県知事 殿

申請者 東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
株式会社JERA 代表取締役社長 小野田 聡

代理申請者 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字朝明87番地1  
株式会社JERA O&M本部  
川越火力発電所長 石村 雅士



土 壌 汚 染 対 策 法 第 12 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り、 施 行 管 理 方 針 の  
土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 第 52 条 の 6 ( 第 1 項、 第 2 項 ) の 規 定 に よ り、 施 行 管 理 方 針 の 変 更 の  
確 認 に つ い て、 次 の と お り 申 請 し 届 け 出 ます。

施行管理方針の確認に係る形質変更 時要届出区域の所在地	三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋86番1の一部
施行管理方針の確認に係る土地の形 質の変更の施行方法	詳細は添付資料（1）による。
土地の形質の変更の施行及び管理に 係る記録及びその保存の方法	詳細は添付資料（2）による。
土地の土壌の特定有害物質による汚 染状態が人為等に由来することが確 認された場合における対応方法	詳細は添付資料（1）による。
土地の形質の変更の施行中に特定有 害物質等の飛散等が確認された場合 における対応方法	詳細は添付資料（1）による。
土地の所有者等が自主的に実施する 事項その他都道府県知事が必要と認 める事項	—

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。



# 添付資料 1



## 形質変更時要届出区域内での施工方法等について

### 【形質変更時要届出区域内での施工方法】

土壤汚染対策法施行規則第53条

法第12条第5項の環境省令で定める基準は次のとおりとする。

- ロ 第58条第5項第12号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施工方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の交付について」（平成23年7月8日環告54号）により帯水層に接する土地の形質の変更の施工方法について基準が緩和されている。形質変更時要届区域については、第58条第5項第12号に示す公有水面埋立法より造成された土地であり工業専用地域に該当し、昭和52年より前に埋め立てられた土地であることから、**埋立地管理区域**に分類される。

川越火力発電所周囲は鋼矢板式護岸および取放水設備等、深度が大きいコンクリート構造物に囲まれており地下水が移動し難い環境にある。

今回の工事は**最も浅い帯水層の中で土地の形質の変更を行う**としており、帯水層に接する土地の形質変更の施工方法は、**地下水の水質を監視して施工する方法**に基づくとする。なお、地下水の監視箇所は発電所構内の南側<sup>※1</sup>とし、監視および分析<sup>※2</sup>期間は、最も浅い帯水層の中で土地の形質の変更を行う工事の開始から完了までとする。一方、帯水層へは接しないと判断できる土地の形質変更の工事については、地下水の監視および採水・計量は行わないとするが、地下水位が掘削の床付け面より上に認められた場合は、排水ポンプにて釜場排水を行いろ過装置にて処理を行う。

※1：地下水の監視箇所（観測井設置箇所）は、地下水の下流側に配置するとの基本的考えを踏まえ、国土地理院地形図の河床状況より河川流は南向きであり地下水流も同方向と思考できるため、形質変更箇所の南側とする。（参考資料1参照）

※2：地下水分析の内容は以下とする。

- ・調査対象物質：第二種特定有害物質（重金属等）のうち2項目

「砒素及びその他化合物」、「ふっ素及びその他化合物」

- ・地下水基準：砒素及びその他化合物 0.01mg/L以下

ふっ素及びその他化合物 0.80mg/L以下

- ・試料採取地点数：1地点

- ・分析頻度：1回/月

二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。 /

- (1) 工事出入口に敷鉄板を設置し、ダンプ等のタイヤ洗浄を行います。洗浄した水は、外部に流出しない対策（釜場の設置等）を行う。 /
- (2) 区域内におけるダンプ等の走行時には、土埃が舞うことないように敷鉄板等を設置し、作業を行う。 /
- (3) 施工範囲は区画を設置し、第三者が立ち入ることがないように対策する。 /

三 形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係わる被害が生ずるおそれがないようにすること。 /

- (1) 直接摂取によるリスクの観点から必要な措置

①立入禁止措置

指定区域は、川越火力発電所構内に位置し周囲はフェンスおよび護岸で囲われており、第三者がみだりに立ち入ることがないように措置を継続する。また、指定区域との境界を明示し、工事関係者以外の人のみだりに立ち入らない措置を行う。

②養生措置

指定区域において、基準適合の土壌（購入土等）を利用して、50cm以上表面を覆う措置を行う。または、重機にて盛土の法面を締めし適宜、散水を行い汚染土壌が飛散しない措置を行う。 /

四 土地の形質の変更を行った後、法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係わる被害が生ずるおそれがないようにすること。 /

- (1) 直接摂取によるリスクの観点から必要な措置

①立入禁止措置

指定区域は、川越火力発電所構内に位置し周囲はフェンスおよび護岸で囲われており、第三者がみだりに立ち入ることがないように措置を継続する。また、指定区域との境界を明示し、工事関係者以外の人のみだりに立ち入らない措置を行う。 /

## ②養生措置

指定区域において、基準適合の土壌（購入土等）を利用して、50cm以上表面を覆う措置を行う。または、重機にて盛土の法面を締固めし適宜、散水を行い汚染土壌が飛散しない措置を行う。

なお、工事内容によりアスファルトによる復旧を行う。

### (2) 地下水等の摂取によるリスクの観点から必要な措置

地下水の飲用がないため、該当しない。

### 【土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法】

土壌掘削作業中等にて地中より、有害物質含有のおそれのある廃棄物（ドラム缶・バッテリー等）が発見された場合は、以下の措置を行い適正に処理する。

- (1) 工事を中断し、土壌汚染の物質および範囲の調査を実施する。
- (2) 第三者がみだりに立ち入ることがないように措置を継続する。また、指定区域との境界を明示し、工事関係者以外の人がみだりに立ち入らない措置を行う。
- (3) ブルーシート等にて土壌表面を覆う措置を行う。
- (4) 土壌汚染の調査を行った結果、汚染の発見に至った場合は、速やかに当該汚染の状況および講じた措置について、知事に届け出る。

（三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項に基づく）

### 【土地の形質の変更の施工中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法】




土地の形質の変更の施工については立入禁止措置および養生措置を行い、万全を期すが特定有害物質等の飛散等が認められた場合は、以下の措置を行い適正に処理する。

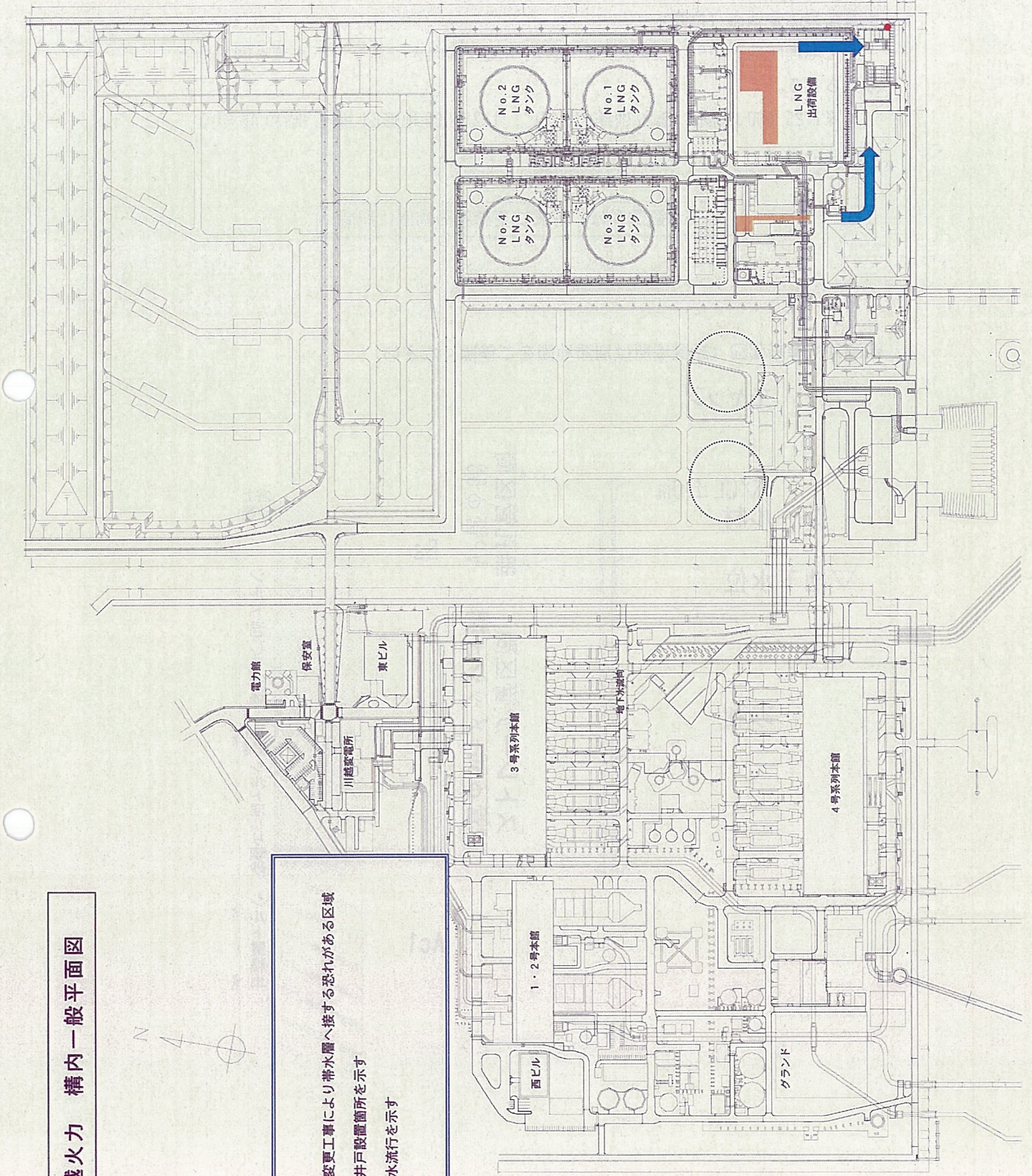
- (1) ブルーシート等にて土壌表面を覆う措置を行う。
- (2) 適宜散水を実施する。

以上

川越火力 構内一般平面図



-  : 形質変更工事により帯水層へ接する恐れがある区域
-  : 観測井戸設置箇所を示す
-  : 地下水流行を示す



1 水質監視測定地点（位置）

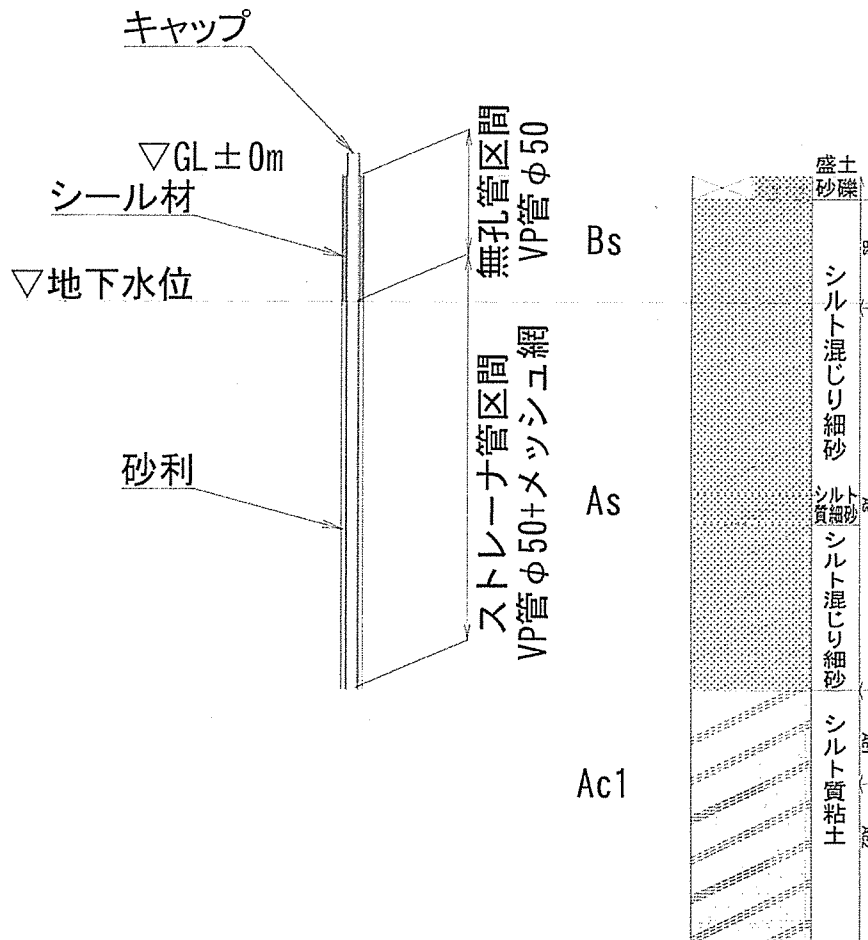
国土地理院地形図※の河床状況より、河川流は南向きであり地下水流も同方向と考えられる。

（※1:25,000 地形図 桑名(昭和43年) , 1:25,000 地形図 桑名(昭和46年)）



地下水観測井は、形質変更範囲の南側に配置

2 観測井標準断面図（設置場所は別添地図をご参照ください）



## 添付資料 2

土地の形質の変更の施工及び管理に係る記録及びその保存の方法について

【内 容】

- 社内規定に基づき、記録管理する。

<記録保管場所等詳細>

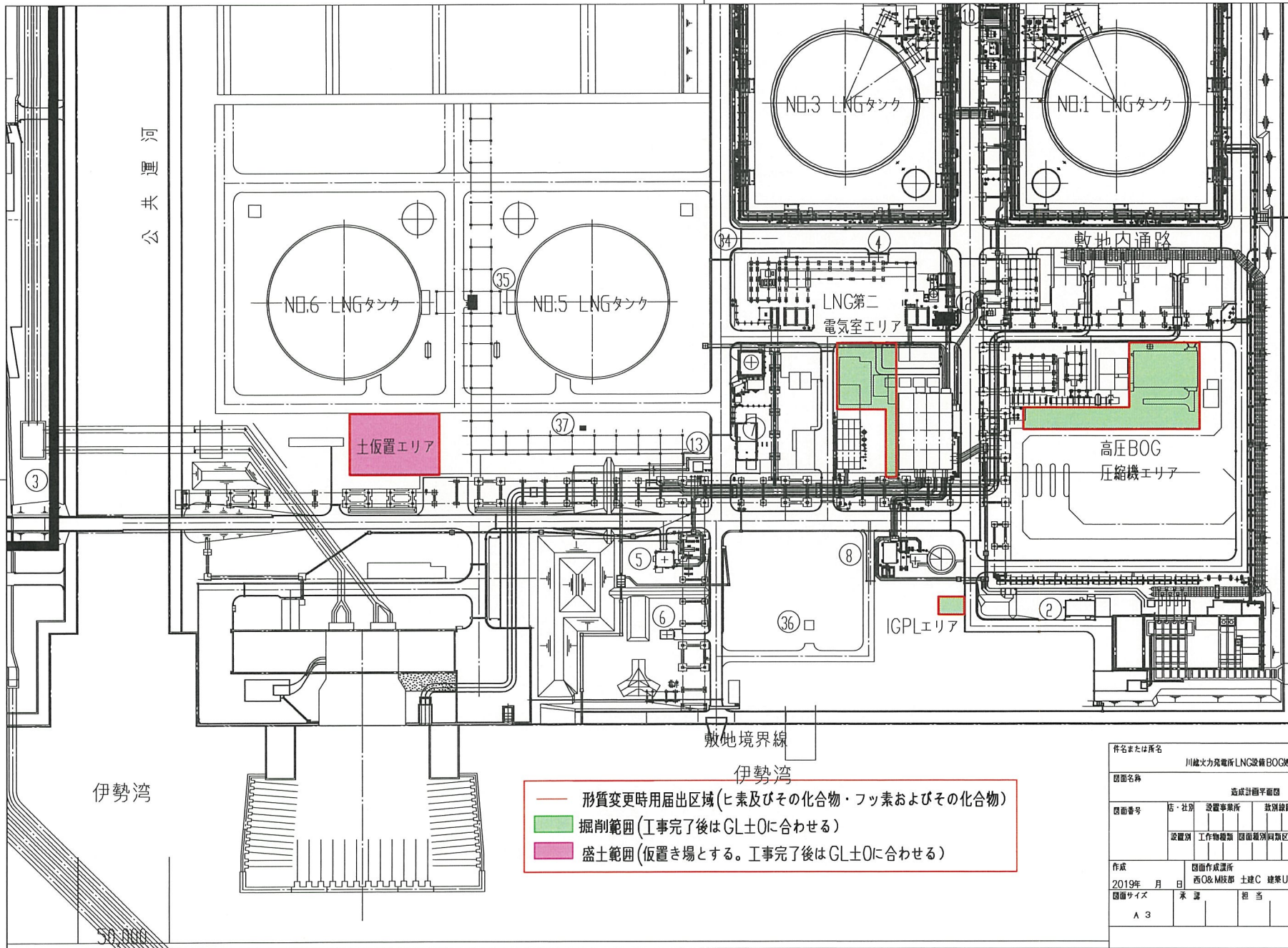
保管期間：設備現存中

保管媒体：紙

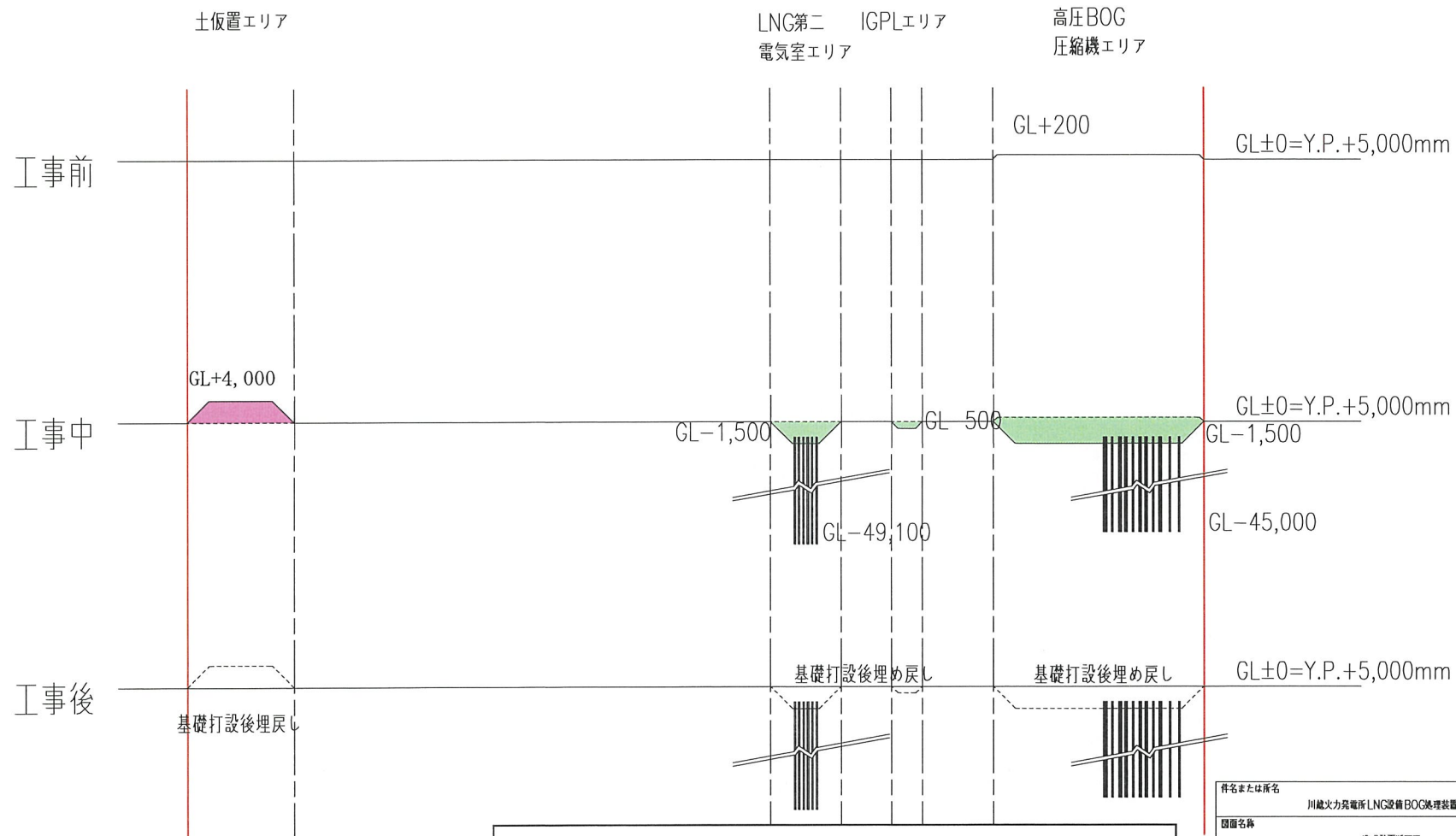
保管場所：川越火力発電所 東サービスビル 2階 執務室内キャビネット

施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更に係る実施措置等





件名または所名				
川越火力発電所LNG設備BOG処理装置増設				
図面名称				
造成計画平面図				
図面番号	店・社別	設置事業所	敷地線路名	縮尺
				1/2000
	図面種別	工作物種別	図面種別/図面区分	固有順位
				単位
				mm
作成	図面作成課		工事担当課	
2019年 月 日	西O&M技部	土建C 建築U	西O&M技部	土建C 建築U
図面サイズ	承認	担当	写図	
A 3				



— 形質変更時要届出区域 (砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物)

— 掘削範囲

— 盛土範囲

件名または所名 川越火力発電所LNG設備BOG処理装置増設					
図面名称 造成計断面前図					
図面番号	店・社別	設置事業所	数別線路名	縮尺	1/2000
	設置別	工作物種類	図面種別/同類区分	固有単位	単位 mm
作成	図面作成課所 西O&M支部 土建C 建築U		工事担当課所 西O&M支部 土建C 建築U		
図面サイズ	承認	担当	写	図	
A 3					